

東京大学学部学生奨学金実施要項

平成28年11月24日
学生委員会奨学部会

1 趣旨

本学に入学を志望する優れた生徒等であって、経済的な理由により進学困難な者を対象として奨学生の選考を行い、本学への入学後に奨学金を支給して支援することを目的とする。

本奨学制度は、入学前に募集をして本学に合格することを条件として、入学後に奨学金を支給する予約型奨学金である。経済的困難のため本学への進学を断念しておられる生徒等を対象とする。

入試出願前に奨学金を申請し、内定した者は本学入学後に奨学生採用手続をとることにより、正式に採用が決定する。

2 実施期間等

- (1) 本奨学金の実施期間は、平成29年度から令和8年度までの10年とする。
なお、支給期間は、入学後1年間とする。
- (2) 毎年度の採用人数は、学部学生2名とする。

3 応募資格

一般選抜・学校推薦型選拔出願予定者で次の項目全てに該当する者

- (1) 日本の高等学校又は中等教育学校を卒業した者又は卒業見込みの者並びに高等専門学校第3学年を修了した者又は修了見込みの者
- (2) 本学学部1年生に入学予定の者で、本学に強く入学を志望する者
- (3) 成績・人物とも優秀で、大学進学において経済的支援が必要と認められる者
- (4) 卒業（見込み）の高等学校長等（以下「学校長」という。）が推薦する者

4 奨学金の申請

申請者は、所定の申請書、所得等の関係書類を添えて、在籍する学校長を通じて、本部奨学厚生課に申請する。

5 支給額

年額50万円

6 支給期間

入学後1年間とする。

7 奨学生採用候補者及び奨学生の決定

奨学生採用候補者は、学業成績及び経済状況等により、奨学厚生担当理事（以下「理事」という。）が決定する。採用候補者を決定したときは、理事は、本人及び採用候補者の在籍する学校長あてに通知する。

また、採用候補者が本学入学後に奨学生採用手続をとることにより、奨学生として決定したものとして取り扱う。

8 奨学金の支給方法

奨学金の支給は、在籍確認の上、受給者名義の預金口座に送金する。

9 奨学金の休止及び復活

- (1) 受給者は、休学又は長期欠席（海外留学を含まない。）する場合は、奨学金の支給を休止する。
- (2) 前号の規定により奨学金の支給を休止された者が、その事由が消失したことを証する書類を付して本学に支給の再開を願い出た場合は、奨学金の支給を再開することができる。

10 奨学金の支給廃止

受給者は、次のいずれかに該当する場合は、速やかにこれらを証する書類を本学に届け出るものとし、奨学金の支給を廃止する。

- (a) 退学又は転学したとき。
- (b) 停学の処分を受けたとき。
- (c) 学業成績が不良となったとき。
- (d) 奨学金を必要としない理由が生じたとき。
- (e) そのほか受給者としてふさわしくない事実があったとき。

11 奨学金の返納

受給者が休学・長期欠席又は受給者としてふさわしくない事実があったときは、既に支給した奨学金の全部又は一部を返納させることができる。なお、返納金は資金に繰り入れることとする。

12 奨学金の辞退

受給者は、本学に奨学金の辞退を申し出ることができる。

13 異動の届出

受給者は、次のいずれかに該当するときは、速やかに本学に届け出なければならない。

- (a) 休学、復学又は長期欠席しようとするとき。
- (b) 住所、氏名、連絡先等その他重要な事項に変更があったとき。

附 則

この要項は、平成28年11月24日から実施する。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から実施する。